

地域ボランティアのためのレクリエーション講座

境港市社会福祉協議会では、「ふれあいの家」「認知症予防教室」などの指導員、あるいは地域でボランティアに取り組まれている方を対象に「地域ボランティアのためのレクリエーション講座」を実施しています。

この講座は受講者同士の情報交換、レクリエーション指導技術の向上を主な目的として開催し、講師には日本レクリエーション協会公認指導員を迎え、現場で実践できる講座内容になっています。受講者の方からは「習った事を早速、地域に持ち帰ってやってみます」との声が多く聞かれ、今後の広がりが期待できます。興味のある方は、お気軽に参加をお願いします。(12月は22日(木)に開催します。詳細は本誌5ページに掲載)



福祉
座談会



境港市社会福祉協議会と境港市は、地域福祉について八月から十一月まで、七地区で市民と意見交換を行いました。今回の特集は各地区福祉座談会において、住民から出された貴重な意見等を掲載いたします。なお、福祉座談会に参加いただいた市民は、合計二七七名でした。

問 社会福祉協議会と市の住み分けの問題があるが、大きな違いは何ですか。

答 市とは行政庁であり、法律を根拠として色々な事が進められています。社会福祉協議会は会費収入、寄附金、市や県からの補助金で運営されている社会福祉法人です。そして社会福祉協議会は、皆さんが住みやすいように地域福祉を進めていく団体であります。

問 現在民生委員をしていますが、活動をしていく上で個人情報への壁に当たります。郵便配達員、救急隊員、市の職員との絡みもあるとは思いますが、

ですが、個人情報の取扱いについて良い方法があれば教えてほしいです。

答 災害時の要支援者の名簿作りに現在取りかかっていますが、情報提供の同意を得た方はいいですが、それ以外の方は法律の壁があつて情報を出せないことになっています。

問 災害時などいざという時に要支援者の情報提供は民生委員だけでは間に合わないのではないですか。災害等があつた場合は少なくとも自治会班長くらいには教えていただきたいです。

答 高齢者の台帳作成をする予定で

す。「災害時要支援者避難支援プラン（個別計画）」によるもので、災害時等に支援を希望するものであつて、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意された方のみ台帳に掲載します。なお、個人情報保護審査会で、同意を得た方については民生委員等の第三者に情報提供することは、認められています。

問 敬老会の名簿で、以前は記載されていた年齢が現在は記載されていませんが、個人情報の関係ですか。

答 確かに以前は記載していましたが、個人が特定される可能性がありますので現在は記載していません。

問 最近、近所の方で玄関に新聞がたまつていて、近所の方から心配の声があがっていた。結果的には「お遍路」に行つていて留守になつてることが後で分かつたのですが、この様な事を例にとつても、近所がつな

がる福祉をお願いしたいと思えます。

答 現在、共助を目的とした「ご近所ボランティア」を実施に向けて調査中ですので、実施されれば身近なつながりが期待できます。

問 社会福祉協議会の予算書を見ると、基金の取り崩しが目立ちますが、財源確保のため会費の値上げを検討してみてもどうでしょうか。

答 会費値上げについては検討委員会を立ち上げ、事業等の見直しを行いその中で事業安定のために検討してまいります。将来的にもいくらの金額が妥当か、検討していこうと考えております。

問 敬老会等のように社会福祉協議会が市から委託された事業ならば、市が事業に見合うだけの資金を渡さない事業自体ができないのではないのでしょうか。社会福祉協議会の基

金が枯れて行くのは目に見えていると思えます。

答 例えば敬老会のように、大事な事業という前提に立って基金を福祉事業に使っています。基金とは残すものではありませんので、あくまで福祉事業に使っていくべきであり、市と連携しながら事業の重要性を考えて運営しています。

問 延長保育について、とても良いことだと思いますが、待機児童との兼ね合いはどうなっていますか。

答 保育所の開所時間は七時三十分～十九時。親の働き方も変わってきていますので、休日・祝日も行っています。三歳以上児は定員割れしています。三歳未満児を預ける世帯が四割を超えていますので、三歳未満児預かりを公立も行い、民間も定員を増やして対応しています。今後未満児の定員は増やす予定です。

問 ふれあいの家事業について、参加者が減少しており、援助員の確保も難しくなっています。地区でもPRしていますが、市の方もPRをしていただきたいです。

答 参加者を増やす方法、援助員の不足も解消するために、色々と検討しています。PRの方は広報など、積極的に努めたいと思います。



問 皆さんの意見を色々聞きましたけど、これからは住民の意識改革をして行政や社会福祉協議会の協力をもらうようにもっていかなくてはならないと思います。一番大事なことは、住民ひとりひとりが変わらないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

答 おっしゃるとおりです。今回の話し合いで今後どう動いていくかが重要で、誰がどんな要求をしているのかを知ることが大切です。そこで、何が必要かを考えることが一番重要であると考えています。毎年開いてほしいとの住民の方の要望がありますので、住民の直接の声を聞く大切な場として今後も考えていきたいと思えます。

※福祉座談会での意見等を抜粋して掲載しました。

「東日本大震災義援金」について

受付状況 のご報告

東日本大震災義援金へ多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただき、深く感謝申し上げます。現在の義援金受け付け状況（10月17日～11月15日）と、ご支援いただいた企業・団体名、個人のお名前をご報告させていただきます。

お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会及び日本赤十字社を通じて、被災者の生活再建のために配分されます。

義援金総額

85,471円

(10月17日～11月15日受付分)

[内訳]・義援金箱（公民館等公共機関に設置）…………… 5,873円

・窓口受付（市社協、市役所窓口）…………… 79,598円

※義援金受付開始からの総額（累計）…………… 16,671,693円

義援金名簿（順不同・敬称略）

済生会地域ケアセンター祭り…………… 11,160円

※名前を公表することについての同意が得られていない方につきましては、掲載を控えさせていただきますので、ご了承ください。

社会福祉協議会の 個人情報取り扱いについて

境港市社会福祉協議会は、個人情報の取り扱いに関して、その保護に関する方針を以下のとおり定め、適切な取り扱いに努めています。

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人境港市社会福祉協議会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

1. 本会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
2. 本会は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
3. 本会は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
4. 本会は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
5. 本会は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
6. 本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
7. 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
8. 本会は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
9. 本会は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを本会役職員に周知徹底し、確実に実施します。

社会福祉法人 境港市社会福祉協議会

会長 鷓 鷓 一 輔

地域ボランティアのための
レクリエーション講座
みんなでレクリエーション

とき **12月22日(木)**
13:30~15:00

とこ **老人福祉センター〔浜の里〕**

◎参加希望の方は下記へお問合せください。
市社会福祉協議会
☎45-6116 (担当:松本)

ふれあい総合相談センター
1月の相談日
相談無料
秘密厳守

会場:老人福祉センター(竹内町)(浜の里)です。

◇心配なこと、困っていること、何でもOK! 悩みごとのある人は一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談の種類	相談内容	開設日	時間
心配ごと相談 (民生委員) (司法書士)	心配ごとや、日常生活上のいろいろな問題 (毎週金曜日)	1月6日、13日、20日、 27日	13:00 } 16:00
法律相談 (弁護士) 要予約	法律に関する相談 (1月は第1・第3金曜日)	1月6日、20日	13:30 } 15:30

◎法律相談は予約制ですので事前にお電話ください。 境港市社会福祉協議会 ☎45-6116
※なお、法律相談は初回の方を優先します。

善意銀行業務報告
(平成23年10月17日~平成23年11月15日)
(敬称略)

月	品名	数量	預託者
11	雑巾	15枚	梶川恵美子(明治町)
//	シャワーチェアー		(匿名)
//	紙おむつ	4点	遠藤英三郎(東雲町)

預託の部

月	品名	数量	払出先
11	雑巾、シャワーチェアー、紙おむつ		市内福祉施設へ

払出の部

相談の種類	相談内容	開設日	時間
人権相談 (人権擁護委員)	人権に関する相談 (毎月第2木曜日)	1月12日	13:00 } 16:00
行政相談 (行政相談委員)	役所の仕事、手続き、サービスなどに関する相談 (毎月第2金曜日)	1月13日	

問合せ先
人権相談: 鳥取地方法務局 米子支局 ☎22-6161
行政相談: 鳥取行政評価事務所 行政相談課 ☎0857-24-5542



福祉用具の紹介 シリーズ 19 **市社会福祉協議会でレンタルできます!**

あがりかまち用 たちあっぷ

玄関に置くだけであがりかまち用の補助手すりになります。

★玄関先の昇り降りが不安で手すりを付けたいけど…上り^{かまち}框や壁に傷をつけたくない。賃貸なので工事ができない。そんなお悩みに

福祉用具のレンタル、購入のお問合せは **市社会福祉協議会** ☎45-6116 までお願いします。

介護保険でレンタルできます。

手すりの高さは調節可能。あがりかまちが高い玄関用に踏み台付仕様、安心の両手型手すり仕様もあります。



有料広告

処方せん受付
増谷薬局

●蓮池店● 境港市蓮池町102 TEL (0859)47-0325 FAX (0859)47-0322
●元町店● 境港市元町1797 TEL (0859)42-3436 FAX (0859)42-2011

広告を募集しています!

会社名やサービス内容・商品等のPRを「こだま」に掲載しませんか?
5cm×9cmの枠で1回の掲載につき5,000円の広告掲載料になります。
(協賛いただきました広告掲載料は、発行経費の一部に充当させていただきます。)

こころ温まるご寄付をいただき ありがとうございます

一般寄付 (平成23年10月17日～平成23年11月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	氏名	摘要
10.25	30,000	オールミュージック・ユニオン	社会福祉事業へ

香典返しご寄付芳名録 (平成23年10月17日～平成23年11月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	故人	寄付者	住所	月日	金額(円)	故人	寄付者	住所
10.17	30,000	佐々木忠雄	佐々木美智子	高松町	10.31	100,000	池淵ミツ子	池淵正	上道町
17	30,000	西岡良美	西岡正二	馬場崎町	11.4	30,000	三本木一雄	堀川俊巳	花町
18	30,000	濱田穂積	濱田雅樹	馬場崎町	7	50,000	松下博司	松下美智弘	上道町
19	30,000	木村佳俱	木村幸史	佐斐神町	7	30,000	渡部年男	渡部秀俊	渡町
19	30,000	渡邊美知子	渡邊謙太郎	渡町	7	30,000	灘尾利一	灘尾啓子	岬町
21	30,000	能見勲	能見誠	岬町	10	—	田中熙	田中良和	米子市大崎
21	30,000	学頭和夫	学頭隆司	麦垣町	11	30,000	柏木完	柏木慎一郎	清水町
24	30,000	阿部すみ子	阿部勇治	高松町	14	50,000	池淵ヒデ子	池淵信	中野町
24	50,000	大道堯一	大道齐	大阪府富田林市	14	30,000	山本民子	山本幹	末広町
24	50,000	栢木茂貞	栢木隆志	清水町	14	20,000	渡辺ツヤ子	渡辺千枝子	弥生町
28	30,000	錦織朝子	柳楽二郎	外江町	15	30,000	高梨忠宜	高梨猛	外江町
28	30,000	松本花枝	松本伸作	松江市八束町	15	30,000	齋藤テイ	齋藤忠行	竹内町

■「こだま」への香典返し芳名録掲載につきましては、寄付者ご本人の了解をいただいております。

一般寄付、香典返しは、高齢者、児童、障がい者の福祉事業、ふれあい総合相談事業等、地域福祉活動を推進する上で貴重な財源として活用させていただいております。なお、一般寄付、香典返しは、市社会福祉協議会(竹内町老人福祉センター東側)、または市役所(福祉課)で取扱っています。

教育資金にお困りではありませんか?

生活福祉資金(教育支援資金)のお知らせ

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度では、低所得世帯を対象に高校、高専、短大、大学、各種専修学校に在学するための経費及び進学するための就学支度費を、無利子でお貸ししています。

対象世帯

県内にお住いの方で、他の資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯。(※なお、母子・寡婦福祉資金貸付制度等の対象となる世帯は、原則として貸付対象となりません。)

貸付限度額

教育支援費	〈高校〉	月3.5万円以内
	〈高専〉	月6.0万円以内
	〈短大〉	月6.0万円以内
	〈大学〉	月6.5万円以内
	〈専修学校高等過程〉	月3.5万円以内
	〈専修学校専門過程〉	月6.0万円以内
就学支度費	50万円以内 ※教育支援費と就学支度費は併用ができます。	

申込要件

世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね2倍以下

連帯保証人

不要です。ただし進学する方が借入申込者で、その世帯の中で必ず連帯借受人が必要となります。

返済期間

20年以内

※その他の詳細につきましては、こちらまでお問い合わせください。

問合せ先 ☎45-6116 (市社協) 担当: 足立宏也

